

資料 9

小学校及び義務教育学校（前期課程）使用教科書採択にかかる要望書等について

以下のとおり，各団体等から要望書等が寄せられています。

	件名	団体名	日付
1	2019 年度における公正な教科書採択のために （要望書）	日本出版労働組合連 合会教科書対策部	2019 年 3 月 19 日
2	2019 年度小学校教科書採択に関する要請書	京都教科書問題連絡 会議※ ¹	2019 年 5 月 8 日

（令和元年 8 月 8 日時点）

※ 1 構成組織：平和遺族会，子どもと教科書京都ネット 21，京都子どもを守る会，新日本婦人の会京都府本部，出版労連京都地協，自由法曹団京都支部，中国人戦争被害者の要求を支える京都の会，日本史研究会，京都教育センター，京都教職員組合，京都市教職員組合，京都退職教職員の会

教育委員会 教育委員 殿

2019年3月19日

日本出版労働組合連合会
中央執行委員長 酒井かをり

2019年度における公正な教科書採択のために（要望書）

【要望の趣旨】

- (1) 教科書採択のあらゆる過程において公開性を徹底すること
- (2) 実際に教科書を使用する学校および教員の意見を尊重すること
- (3) 調査研究委員会等に現場の教員を配置し、その意向を報告書に反映すること
- (4) 採択は、最終的に決定する教育委員の説明責任を明確にする方法で行うこと
- (5) 展示会のあり方を改善し、保護者・住民等の意見を広く募集すること

日頃の教育への貢献に敬意を表します。

2019年度、新学習指導要領に基づく初の小学校教科書の採択が行われます。つきましては、法令等の改正がなくとも貴委員会の決定によって可能な採択過程の改善について、以下のとおり提言いたします。私たちの本意を真摯に受け止めてご検討くださいますよう、強く要望いたします。特に2度目となる「特別の教科 道徳」は、生徒の内面にかかわる特性に鑑み、特段に慎重な検討が必要であることを申し添えます。

もとより教科書採択は、教育条理に基づいて子どもたちの学習権を保障するためにはどの教科書がよいかを検討したうえで決定されるべきです。したがって採択のあらゆる過程において、不正行為があってはならないことは言うまでもありません。昨年度に引き続き、教科書採択における見本本等の扱いはきわめて厳格なものとなっています。この原因が、2015年10月末に報道で明らかになった教科書白表紙事前閲覧および謝礼支払い問題（「白表紙本問題」）にあることはご案内のとおりです。このことについては、私たち自身の問題として重く受け止め、二度とこのような問題が起こらないよう、議論を重ねているところです。

しかし一方で「白表紙本問題」を契機として、教科書編集者や営業担当者と教育現場の正当な接触まで禁止あるいは制限する事例が発生していることにも懸念を表明せざるをえません。こうした動きは、教育現場の意見を反映した教えやすい教科書、子どもたちにとって学びやすい教科書をつくることを困難にするものです。

不正の発生を許さないことはもちろんですが、教育への高まる関心に応え、教育委員の説明責任に疑問の余地を残さないためにも、教科書採択に関するすべてのプロセスは公開の場で行われるべきだと考えます。

以上を踏まえ、別紙のとおり要望いたしますので、誠意をもって検討され、教科書採択要綱に反映されるよう要請するものです。

【本件連絡先】

日本出版労働組合連合会 教科書対策部
〒113-0033 東京都文京区本郷4-37-18 いろは本郷ビル2F
Tel.03-3816-2911 Fax.03-3816-2980

【要望事項】2019年度の教科書採択は、以下の内容を取り入れて実施すること

(1) 教科書採択のあらゆる過程において公開性を徹底すること

- ① 採択を決定する教育委員会をはじめ、調査研究委員会および選定委員会等、採択に至るまでのすべてのプロセスを公開で行うこと。
- ② 上記の場合において、希望者が全員傍聴できるよう、最大限の努力を行うこと。傍聴者が会場に入りきらない場合は別会場を用意して審議内容の中継するなどの工夫をすること。
- ③ 採択に関係するすべての文書（教育委員会の会議録、調査研究委員会の調査研究報告書、選定委員会等の選定理由書など）は会議後、9月1日を待つことなく、可及的速やかに公開すること。

(2) 実際に教科書を使用する学校および教員の意見を尊重すること

- ① 見本本の回覧については学校に留置される日数を十分確保し、教員（非常勤講師、免許外教員等を含む。以下同）が勤務校で調査研究できるよう保障すること。
- ② 教員が勤務時間内に展示会に行く場合は職免扱いとし、不利益扱いをしないこと。
- ③ 教員が採択を希望する教科書を調査研究委員会に報告すること。

(3) 調査研究委員会等に現場の教員を配置し、その意向を報告書に反映すること

- ① 調査研究委員会および選定審議会（委員会）に、学校の管理職だけでなく、実際に教科書を使って授業を行う教員を適切な人数配置し、その意見を報告書の内容に反映すること。
- ② 調査研究報告書に、採択地区内の各学校の意向を記載すること。選定審議会（委員会）はその意向を踏まえて選定理由書を作成すること。
- ③ 採択地区内の保護者・住民から公募により委員を委嘱すること。その際、文書による審査及び面接を行うなど、客観的で公正な基準を設け、それを事前に公表すること。

(4) 採択は、最終的に決定する教育委員の説明責任を明確にする方法で行うこと

- ① 教育委員会で採択の決定を行う際は、調査研究委員会及び選定審議会（委員会）の報告に示された選定・推薦を尊重し、それらに特段の問題のないかぎり、これに反する決定は行わないこと。
- ② これらとは異なる決定を行う場合は、その理由を表明すること。
- ③ 決定は1種ごとに、挙手等、各委員の意思が明示的に表示される方式で行い、無記名投票は行わないこと。

(5) 法定展示以外にも独自の展示会を開催し、保護者・住民等の意見を広く募集すること

- ① 法定展示会
 - ・ できるだけ多くの保護者、住民等の閲覧を可能にするため、公民館等の閉館時間（おおむね午後9時）程度まで終了しないこと。
 - ・ 土・日曜日および祝日も開催すること。
 - ・ 会場にアンケート用紙を設置して保護者、住民等の意見を聴取し、教育委員会に報告すること。
- ② 展示会のあり方を改善し、保護者・住民等の意見を広く募集すること
 - ・ 保護者・住民等が教科書内容を知ることができるようにするため、法定展示以外にも独自の展示を行うこと。
 - ・ 開催日およびアンケートについては、法定展示同様とすること。
 - ・ 採択終了後も住民が容易にアクセスできる場所で通年展示を行うこと。

以上

2019年度小学校教科書採択に関する要請書

京都教科書問題連絡会議

平和遺族会（倉本順一）
子どもと教科書京都ネット21（大八木賢治）
京都子どもを守る会（会長 板東利博）
新日本婦人の会京都府本部（会長 森下聡子）
出版労連京都地協（議長代行 新村基）
自由法曹同京都支部（幹事長 小笠原伸児）
中国人戦争被害者の要求を支える京都の会（桐畑米蔵）
日本史研究会（代表 原田敬一）
京都教育センター（代表 高垣忠一郎）
京都教職員組合（執行委員長 河田隆洋）
京都市教職員組合（執行委員長 得丸浩一）
京都退職教職員の会（会長 長谷川英俊）

平素より、子どもたちの健やかな成長発達を保障する、教育条件の整備にご尽力されていることに敬意を表します。

今回の小学校教科書は、2006年の教育基本法の「全面改正」、学校教育法の「改正」を受け、それを全面的に反映した新学習指導要領と教科用図書検定基準に沿って検定が行われたものになっています。マスコミでも報道されていますが、新学習指導要領は「資質・能力」規定に基づき、「何ができるようになるのか」という観点から「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」の学力内容を決め、「主体的・対話的で深い学び」という学び方まで規定し、学んだものをどう生かすのかという道徳的目標まで押し付けるものとなっています。

その結果、教科書の平均ページ数は今より10%増（英語科を含むと14%増）、教科書は分厚い参考書のようなものになり子どもや学校現場の負担は大変なものになります。ますます子どもと親を競争に追い込み、「主体的・対話的で深い学び」といいつつ、教師には型通りの授業を強いる可能性が強まらざるを得ません。

一方、道徳では「善悪の判断、自律、自由と責任」「節度、節制」「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」に忠実な書きぶりを求める検定意見が目立っています。また道徳の評価問題では国民的な批判の高まりで、各「徳目（内容項目）」について子どもを評価しないといいつつ、記述式の自己評価欄など徳目に誘導する教科書も登場しています。領土問題では政府見解を詳しく書き込ませ、近隣諸国との対立を煽る検定となっています。また「憲法改正」問題では改正への誘導といえるような記述や、自衛隊に慣れ親しませようとする政権の意図が色濃くでている教科書もあります。子どもたちを学ぶ喜びから遠ざけ、競争に追い立て子どもたちに愛国心をあおり、まるで企業と国家に尽くす戦士に育てることを意図しているようです。

私たち京都教科書連絡会議は、これまでも偏狭な『伝統と文化』や『我が国と郷土に対する愛情』など一面的な価値ではなく、平和と国際連帯の大切さや日本国憲法の価値を正しく伝えることを重視することを要請してきました。今こそ、子どもたちの学ぶ喜びやともに生きていく力が育つ教育を展望したいと思います。そのため、子どもや親、教員、市民、研究者など教育関係者の声に耳を傾ける教科書選定のしくみが必要です。以下の諸点を教育委員会に強く申し入れるものです。

記

- 1、選定の観点は憲法の原則に基づき平和と人権など国際平和都市にふさわしいバランスの取れたものにする。教育研究者や現場教職員、保護者、市民の参加によって議論を深めるしくみをつくること。
- 2、選定委員名と選定協議会の議事を公開し、選定過程をガラス張りに進めること。
- 3、直接教育にたずさわる教職員の声が採択に反映されるしくみを確立すること。
- 4、引き続き教科書閲覧の日程や時間の延長の継続と閲覧場所や意見書を書くスペースを十分確保すること。
- 5、教科書採択を密議する教育委員会議は、多くの市民が傍聴できる会場で開催すること。教科書会社関係者の傍聴者は別枠に扱うなどして、一般傍聴者の定員を優先的に確保すること。

以上